

広島県告示第四百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

竹原市福田町字東新畑二二九番三の一部、二九三番一の一部、二九五番の一部、三五二番二九の一部、竹原市忠海長浜二丁目七二八番二の一部、七二八番四の一部、七二八番五の一部、三〇三五番七の一部、三〇三五番八の一部、三〇三五番一一、三〇三五番一二の一部、三〇三五番一三の一部、三〇三五番一四の一部、三〇四八番一の一部、三〇四八番四の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、シアン化合物、四塩化炭素、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、シアン化合物、四塩化炭素、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物

四 規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

竹原市福田町字東新畑二九三番一の一部、三五二番二九の一部、竹原市忠海長浜二丁目七二八番二の一部、七二八番四の一部、七二八番五の一部、三〇三五番七の一部、三〇三五番八の一部、三〇三五番一一の一部、三〇三五番一二の一部、三〇三五番一三の一部、三〇三五番一四の一部、三〇四八番一の一部、三〇四八番四の一部